

株式会社日本政策投資銀行

飲食・宿泊等をはじめとする事業者に対する資金繰り支援等について

貴行におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対するきめ細かい配慮を行っていただいているものと承知しております。一方で、新型コロナウイルス感染症の発生から1年以上が経つ中で、これまで多くの雇用を担ってきた飲食・宿泊等をはじめとする事業者において影響が深刻化していること等を踏まえ、引き続き事業者の業況を十分に把握した上で、資金繰り支援や資本金による支援にこれまで以上に全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応していただく必要があります。感染拡大防止と業務継続に取り組んでいただいているところ、重ねての要請となり恐縮ですが、下記の点に努めることを本店・各支店に対して周知徹底いただきますよう、対応方よろしく願いいたします。

記

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する、危機対応業務等による資金繰り支援や資本金による支援について、コロナ禍で厳しい経営環境にある事業者の負担軽減にも配慮して、不必要に経営改善計画書や資金繰り表等の書類を徴求することがないようにするほか、可能な限り、個々の実情に応じた柔軟かつきめ細やかな対応を行うこと。また、いわゆる「民間協調融資原則」の適用を一時的に停止したことを踏まえ、貴行単独の支援についても積極的に取り組むこと。併せて、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行うこと。
- (2) 審査に際しては、赤字や債務超過、貸出条件の変更といった形式的な事象のみで判断するのではなく、事業者の経営実態や特性、今後の経営改善への取り組み等を十分に考慮して判断するとともに、返済期間等の条件設定については、最大限事業者のニーズを踏まえた対応を行うこと。また、飲食・宿泊等の事業者に対し、その融資を専門とした部署の新設やプロセスの見直しなど、体制の強化に必要な措置を講じるとともに、審査期間を、事業者が必要な審査資料を揃えるための時間を除き原則1ヶ月程度とするなど、支援の迅速化に努めること。さらに、他の分野の中堅企業に対しても、可能な範囲において、同様に支援の迅速化に努めること。
- (3) 返済期間・据置期間が到来する貸出を含めた既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の延長等の措置など、実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。なお、条件

変更時において、事業者から不必要に経営改善計画書や資金繰り表等の書類を徴求することがないように、徹底すること。

- (4) 中堅企業に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境にあることから、最大限事業者のニーズを踏まえ、事業者に寄り添った対応を行うとともに、資本性劣後ローンの金利について、当初3年間1%程度とすることを目途に大幅な軽減を図るなど、利子補給及び損害担保の制度も活用し支援を強化すること。
- (5) 感染症の影響が特に深刻な飲食・宿泊等の事業者に対しては、大企業に対しても、利子補給及び損害担保の制度を活用して資本性劣後ローンの金利について当初3年間1%程度とすることを目途に大幅な軽減を図ること。また、優先株式の引受に関して、損害担保制度等を活用した支援枠組みを早急に構築することにより、事業者の配当支払いの負担の大幅な軽減を図ること。